

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	1
○保安林の指定に係る通知の掲示(2件) (治山林道課)	4
○一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (環境対策課)	4
○産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (")	5
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	5
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	5
公 告	
○貸金業者の登録の取消し (経営支援課)	5
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○土地改良区の定款変更の認可 (")	6
○換地処分公告 (")	6
○開発行為に関する工事の完了(2件) (都市計画課)	6
入札公告	
○一般競争入札(警察用船舶「たけより」定期検査整備及び浮棧橋点検整備)の公告 (警察本部装備施設課)	6

告 示

高知県告示第696号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、安芸市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字

井ノ口	正善庵	乙1の一部、乙2から乙4まで、乙6の一部、乙7の一部、乙8の1の一部、乙8の2の一部	井ノ口	差又
	杉ヶ久保	乙275の1の一部、乙275の2、乙276の1の一部、乙276の2の一部		
僧津	長畑	938、940、941		
井ノ口	正善庵	乙1の一部、乙6の一部、乙7の一部、乙8の1の一部、乙8の2の一部、乙11の一部、乙12の一部、乙13の一部、乙14、乙15、乙17		杉ヶ久保
	東杉ヶ久保	乙18、乙19の一部、乙20の一部、乙21、乙22の一部、乙23の一部、乙24の一部		
	西杉ヶ久保	乙25、乙26の1、乙26の2、乙29のロの一部、乙34の一部、乙35の一部、乙36の一部、乙37、乙38の1、乙39の1の一部		
	正善庵	乙8の1の一部、乙8の2の一部		伊勢ヶ久保
	杉ヶ久保	乙269の一部、乙270の一部、乙271の1の一部、乙271の2の一部、乙272の1から乙272の7まで、乙274の1、乙274の2の一部、乙274の3から乙274の5まで、乙275の1の一部、乙276の1の一部、乙276の2の一部		
	差又	乙277の1の一部、乙277		

		の2、乙278の1の一部、乙279の1の一部、乙285の1の一部、乙286の1、乙286の3、乙287の一部、乙289の一部、乙290の一部、乙291の一部、乙292の一部、乙293、乙294、乙295の1、乙295の2、乙296の一部、乙297、乙298、乙298の2、乙298の3、乙299、乙300の1から乙300の3まで、乙301の1から乙301の5まで、乙302のイ、乙302のロ、乙303、乙304、乙305の1、乙305の2、乙306、乙307、乙307の2、乙308、乙309、乙310の1、乙310の2、乙310の5、乙311、乙311の2、乙311の3		
中島		乙312の1、乙312の3、乙313の1から乙313の4まで、乙314の1の一部、乙314の2の一部、乙319の一部、乙320の一部、乙321の一部、乙321の2の一部		
岡林高円		乙345の一部、乙345の2の一部		
正善庵		乙8の1の一部、乙8の2の一部、乙10、乙11の一部、乙12の一部、乙13の一部		井口
東杉ヶ久保		乙19の一部、乙20の一部、乙22の一部、乙23の一部、乙24の一部		
西杉ヶ久保		乙29のロの一部、乙30から乙33まで、乙34の一		

	部、乙35の一部、乙36の一部、乙39の1の一部				
北杉ヶ久保	乙244、乙245、乙246の1の一部、乙247の1の一部、乙248、乙249、乙250の1の一部、乙251の1の一部、乙254、乙255のイ、乙255のロ、乙255の3、乙255のニ、乙255のホ、乙256のイ、乙256のロ、乙257、乙258、乙260から乙262まで、乙264、乙265の1の一部				
杉ヶ久保	乙266の1の一部、乙267、乙269の一部、乙270の一部、乙271の1の一部、乙271の2の一部、乙274の2の一部				
東柳久保	乙216の1、乙216の4から乙216の6まで	西流養			
井口	乙217の1、乙217の2、乙218の1から乙218の3まで、乙219の1、乙219の3、乙220の1の一部、乙222の一部、乙222の2、乙223の一部、乙224の一部、乙225、乙226の1、乙226の2、乙227の1、乙227の2、乙228の1、乙228の2、乙229、乙231、乙232、乙233の一部、乙234の一部				
北杉ヶ久保	乙246の1の一部、乙246のロ、乙246の3、乙247の1の一部、乙247の2、乙250の1の一部、乙250の2、乙251の1の一部、乙251の2、乙265の1の一部、乙265の2				
杉ヶ久保	乙266の1の一部、乙266の2、乙271の1の一部、乙271の2の一部				
岡林高円	乙345の一部、乙346、乙347、乙348の1、乙349から乙351まで、乙352の一部、乙353の1の一部、乙353の2の一部、乙359の一部、乙360の一部、乙361、乙362の一部、乙363の一部、乙364の一部、乙365の一部、乙366の一部、乙367の一部、乙368、乙369、乙370のイ、乙370のロの1、乙370のロの2、乙371				
垂雅利	乙372の一部、乙373の一部、乙374の一部、乙376の一部、乙379の一部、乙380の一部、乙381の一部、乙382、乙383、乙385、乙386				
東長田	乙387の1の一部、乙387の2、乙388の1の一部、乙388の2、乙389の1の一部、乙389の2、乙390の1の一部、乙392の1の一部				
橋	乙668の一部				
中島	乙314の1の一部、乙314の2の一部、乙315の1の一部、乙315の3、乙316の1の一部、乙317、乙319の一部、乙320の一部、乙321の一部、乙321の2の一部、乙322、乙322の2、乙323のイ、乙323の2、乙323の3、乙324の一部			東流養	
伊勢ヶ久保	乙325の1の一部、乙325の2の一部、乙328の一部、乙329の一部、乙330から乙338まで、乙339の1、乙339の2、乙340、乙341、乙342の一部、乙343の1の一部、乙344の1の一部、乙344の2の一部				
岡林高円	乙345の一部、乙345の2の一部、乙352の一部、乙353の1の一部、乙353の2の一部、乙354の2、乙355の2、乙356の1、乙356の2、乙357の1、乙357の2、乙358、乙359の一部、乙360の一部				
西流養	乙696の一部、乙697の一部、乙698の1の一部、乙698の3の一部				
中島	乙315の1の一部、乙316の1の一部、乙324の一部				御神母
伊勢ヶ久保	乙325の1の一部				
西流養	乙696の一部、乙697の一部、乙698の2、乙698の3の一部、乙699の1、乙699の2、乙700の1、乙700の2、乙701、乙703の一部				
東流養	乙704の1の一部、乙704の2の一部、乙705の1、乙705の2、乙706、乙707の1から乙707の3まで、乙708の1から乙				

	市兵衛出口	岡林高円	亜雅利	東長田	東田中	西流養	橋			東流養	御神母	市兵衛出口	東田中	橋				御神母	市兵衛出口	近信	搔添	四反田
708の6まで、乙709の1から乙709の4まで、乙710の1から乙710の8まで、乙712、乙712の2、乙712の3、乙713の1の一部、乙713の2の一部、乙713の3の一部、乙714の一部、乙715の1の一部、乙715の2の一部、乙715の3、乙715の5の一部、乙715のホ、乙715の6から乙715の9まで、乙718、乙719、乙720の3の一部、乙721、乙722、乙723の1、乙723の4、乙724の1	乙758の1、乙758の3、乙759の1の一部、乙759の4の一部、乙760の1の一部	乙362の一部、乙363の一部、乙364の一部、乙365の一部、乙366の一部、乙367の一部	乙372の一部、乙373の一部、乙374の一部、乙375、乙376の一部、乙377、乙378、乙379の一部、乙380の一部、乙381の一部	乙387の1の一部、乙388の1の一部、乙389の1の一部、乙390の1の一部、乙392の1の一部	乙649の1の一部、乙650の1の一部、乙650の2、乙651の1の一部、乙652の1の一部	乙671の1、乙671の2、		乙673の1から乙673の4まで、乙679の1、乙679の2、乙680、乙681、乙682の一部、乙683、乙684の1、乙684の2、乙685から乙689まで、乙690の1、乙690の2、乙691の1から乙691の3まで、乙692の1、乙692の2、乙693から乙695まで、乙696の一部、乙703の一部	乙704の1の一部、乙704の2の一部	乙733の1の一部、乙736の1の一部、乙737の1の一部、乙738、乙739の1から乙739の3まで、乙741の一部、乙745の一部、乙747の一部	乙769の2の一部、乙769の3から乙769の5まで、乙770、乙771の一部、乙772の1の一部、乙772の2、乙773の1の一部、乙773の2、乙774の1の一部、乙774の2の一部	乙649の1の一部、乙649の3、乙649の7、乙650の1の一部、乙650の3、乙650の4、乙651の1の一部、乙651の2、乙651の3、乙652の1の一部、乙652の2、乙652の3	乙653の1の一部、乙653の2、乙659の1の一部、乙659の2、乙659の3、乙663の1の一部、	松ヶ本	乙663の2、乙663の3、乙665の1の一部、乙665の2、乙665の3、乙669の1の一部、乙669の2の一部、乙669の3	乙741の一部、乙742、乙743、乙745の一部、乙746、乙747の一部、乙748の1の一部	乙759の1の一部、乙759の3、乙759の4の一部、乙759の6、乙760の1の一部、乙760の2、乙760の3、乙761から乙768まで、乙769の1、乙769の2の一部、乙771の一部、乙772の1の一部、乙773の1の一部、乙774の1の一部、乙774の2の一部、乙775から乙779まで、乙781から乙783まで、乙785、乙786の1から乙786の3まで	乙787の1の一部、乙787の2の一部、乙787の3の一部、乙788の1の一部、乙791の1の一部、乙793の1の一部、乙794の1の一部、乙795の1の一部	乙818から乙823まで、乙825のイ、乙825のロ、乙826から乙828まで、乙831、乙834の1、乙834の2、乙835の1、乙835の2、乙837の1、乙837の2、乙838、乙839の1、乙839の2	乙840、乙842の1の一部、乙845、乙846、乙		

	848の1の一部、乙850の1			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="842 137 925 296"></td> <td data-bbox="925 137 1267 296">1313の4、乙1319の1、乙1319の2、乙1322の1、乙1322のロ、乙1322の6、乙1326の1、乙1333の3、乙1334</td> <td data-bbox="1267 137 1350 296"></td> <td data-bbox="1350 137 1433 296"></td> </tr> </table>		1313の4、乙1319の1、乙1319の2、乙1322の1、乙1322のロ、乙1322の6、乙1326の1、乙1333の3、乙1334			<p>イ 氏名 宮田 丑造</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地蔵寺村東石原1913番地</p> <p>イ 氏名 仁井田 和太郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 愛媛県宇摩郡豊岡村大字豊田104番地</p> <p>イ 氏名 鈴木 権七</p> <p>2 保安林に指定する通知の要旨</p> <p>(1) 指定に係る保安林の所在場所 土佐郡大川村上小南川字地立林184の1、185、186の1、299の1、299の3、299の5、299の7、299の8、299の10、299の13、字東妙ガ191の1・198(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、191の3、194の2、195の1、字妙ガ170、174、297の4、298の1、298の3、字栃ノ内204、205の1、209の1、211、212、302の1、303の2、字川口308の1から308の3まで、311の1</p> <p>(2) 指定の目的 水源のかん養</p> <p>(3) 指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第699号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。 なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。 平成21年12月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 申請者 高岡郡檮原町檮原1500番地1 寺元運送有限会社 代表取締役 寺元 照雄</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の設置場所 高岡郡檮原町豊原6772番地ほか2筆</p> <p>3 一般廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場</p>
	1313の4、乙1319の1、乙1319の2、乙1322の1、乙1322のロ、乙1322の6、乙1326の1、乙1333の3、乙1334								
近信	乙787の1の一部、乙787の2の一部、乙787の3の一部、乙788の1の一部、乙788の7、乙791の1の一部、乙791の4、乙792の4、乙793の1の一部、乙793の2、乙794の1の一部、乙794の2、乙795の1の一部、乙795の6、乙796の1、乙796の5、乙797の1、乙797の5、乙798の1、乙798の5、乙799の1、乙799の4	内川		<p>備考 この表に表示されている区域に隣接在する道路及び水路である市有地の全部を含むものとする。</p> <p>高知県告示第697号 平成21年11月農林水産省告示第1561号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成21年12月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 香美市土佐山田町角茂谷2552番地</p> <p>(2) 氏名 西岡 庄吉</p> <p>2 保安林に指定する通知の要旨</p> <p>(1) 指定に係る保安林の所在場所 香美市土佐山田町西又字ラクコグラ1、2、3の1、3の2、4から6まで、946、字コグラ947、字下天狗955の1、955の2、字フルシガトコ957の2(次の図に示す部分に限る。)、字三寶ノ岡944の1、944の2、字天狗瀧945の1(次の図に示す部分に限る。)、字西小倉949の3、949の4、949の7</p> <p>(2) 指定の目的 水源のかん養</p> <p>(3) 指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第698号 平成21年11月農林水産省告示第1559号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成21年12月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村上小南川6番屋敷</p>					
外内川	乙801の1、乙801の3、乙801の5								
松ヶ本	乙802の1から乙802の3まで、乙804の一部、乙806の一部、乙807の一部、乙808の一部、乙809の一部、乙809の2、乙810、乙811の1、乙811の2、乙812の1、乙812の2、乙814の1、乙814の2、乙815、乙816の一部								
四反田	乙842の1の一部、乙842の2、乙848の1の一部、乙848の2、乙849の3								
外内川	乙1299の3、乙1300、乙1301の4、乙1302、乙1303のイ、乙1303のロ、乙1304から乙1306まで								
内々川	乙1309の4、乙1311の3、乙1312の1、乙1313の1、乙1313の3、乙								

- 4 処理する一般廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 5 申請年月日
平成21年10月15日
- 6 縦覧場所
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
須崎市東古市町6-26 高知県須崎福祉保健所
- 7 縦覧期間
平成21年12月4日(金)から平成22年1月4日(月)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分(平成22年1月4日にあつては、午後5時15分)まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。
- 8 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 9 意見書に記載すべき事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

高知県告示第700号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があつたので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第15条の2の5第2項において準用する同法第15条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 申請者
高岡郡檮原町檮原1500番地1
寺元運送有限会社 代表取締役 寺元 照雄
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
高岡郡檮原町豊原6772番地ほか2筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 4 処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラス

- くず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 5 申請年月日
平成21年10月15日
- 6 縦覧場所
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
須崎市東古市町6-26 高知県須崎福祉保健所
- 7 縦覧期間
平成21年12月4日(金)から平成22年1月4日(月)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分(平成22年1月4日にあつては、午後5時15分)まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。
- 8 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 9 意見書に記載すべき事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

高知県告示第701号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があつたと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

須崎町加入区

高知県告示第702号

高知県土地改良事業団体連合会長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量(県営ほ場整備の確定測量)
- 2 作業期間
平成21年5月29日から平成22年3月15日まで
- 3 作業地域
安芸郡芸西村馬ノ上地区

公 告

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の4第1項の規定

に基づき貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により次のとおり公告する。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

商号又は名称 マルヨシ商事
代表者の氏名 宮崎 宣好
主たる営業所等の所在地 四万十市岩田86番地
登録番号 高知県知事(5)第01047号
登録年月日 平成19年1月27日
行政処分年月日 平成21年11月17日
行政処分の内容 登録の取消し
適用条文 貸金業法第24条の6の4第1項第2号

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、奈半利町本村部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があつた。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住 所          |
|------|-------|--------------|
| (退任) |       |              |
| 理事   | 松浦木久雄 | 安芸郡奈半利町乙3986 |
| 〃    | 下久保光彦 | 〃 〃 乙3340-2  |
| 〃    | 戸梶 春男 | 〃 〃 乙2271    |
| 〃    | 矢田 卓巳 | 〃 〃 乙2888-8  |
| 〃    | 安岡 健  | 〃 〃 乙2983-3  |
| 〃    | 濱渦 武良 | 〃 〃 乙2658    |
| 〃    | 谷岡 忠一 | 〃 〃 乙2897-7  |
| 〃    | 川口 良和 | 〃 〃 乙2562    |
| 〃    | 竹崎知之武 | 〃 〃 乙1179    |
| 〃    | 宮崎 恒吉 | 〃 〃 乙1359-3  |
| 〃    | 山本 勝喜 | 〃 〃 乙 261-3  |
| 〃    | 濱内 貞美 | 〃 〃 乙1269-2  |
| 〃    | 川崎 忠夫 | 〃 〃 乙 834    |
| 〃    | 西崎 登  | 〃 〃 乙2567-5  |
| 〃    | 吉崎 弘孝 | 〃 〃 乙 727    |
| 〃    | 西崎加壽雄 | 〃 〃 乙 936    |
| 監事   | 田中 岩夫 | 〃 〃 乙3447-1  |
| 〃    | 堀内 一城 | 〃 〃 乙1774    |
| 〃    | 利岡 進  | 〃 〃 乙 806    |
| (就任) |       |              |
| 理事   | 松浦 健  | 安芸郡奈半利町乙3986 |
| 〃    | 下久保光彦 | 〃 〃 乙3340-2  |
| 〃    | 戸梶 春男 | 〃 〃 乙2271    |



|    |       |   |   |         |
|----|-------|---|---|---------|
| ”  | 安岡 健  | ” | ” | 乙2983-3 |
| ”  | 安岡 慶一 | ” | ” | 乙2892   |
| ”  | 谷岡 忠一 | ” | ” | 乙2897-7 |
| ”  | 濱渦 武良 | ” | ” | 乙2658   |
| ”  | 川口 良和 | ” | ” | 乙2562   |
| ”  | 竹崎知之武 | ” | ” | 乙1179   |
| ”  | 山本 勝喜 | ” | ” | 乙 261-3 |
| ”  | 川崎 忠夫 | ” | ” | 乙 834   |
| ”  | 西崎加壽雄 | ” | ” | 乙 936   |
| ”  | 濱内 貞美 | ” | ” | 乙1269-2 |
| ”  | 山村 忠志 | ” | ” | 乙1023-8 |
| ”  | 谷口 雅英 | ” | ” | 乙1624-1 |
| ”  | 宮崎 恒吉 | ” | ” | 乙1359-3 |
| 監事 | 田中 岩夫 | ” | ” | 乙3447-1 |
| ”  | 堀内 一城 | ” | ” | 乙1774   |
| ”  | 上原 満  | ” | ” | 乙 247-2 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大野土地改良区の定款の変更を平成21年11月24日に認可した。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る井ノ口地区（井ノ口換地区）の換地処分を平成21年11月2日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称            | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                 |
|--------------------------|---------------------------|----------------------------------|
| 平成21年6月24日<br>21高都計第172号 | 南国市岡豊町小蓮字大坪389番3の一部<br>ほか | 高知市比島町二丁目10番45-1503号<br>有限会社アプロー |

|  |  |                  |
|--|--|------------------|
|  |  | ズ 代表取締役<br>平松 久嗣 |
|--|--|------------------|

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年12月4日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称    | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                     |
|--------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 平成21年8月13日<br>21高都計第276号 | 南国市立田字トコメ337番3の一部 | 高知市介良乙1018番地1 エステイトハイツ101号<br>日和佐 健司 |

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年12月4日

高知県警察本部長 北村 博文

- 入札に付する事項
  - 業務の名称及び数量  
警察用船舶「たけより」定期検査整備及び浮桟橋点検整備一式
  - 業務の内容等  
入札説明書による。
  - 履行期間  
業務に係る契約の締結の日から平成22年3月31日（水）まで
  - 引渡場所  
警察用船舶「たけより」の係留桟橋
  - 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- （3） この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （4） この入札公告に示した業務の要求仕様に合致した整備を確実に履行することができることを証明し、かつ、当該整備に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- （5） 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

（1） 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544  
高知市丸ノ内二丁目4-30  
高知県警察本部警務部装備施設課  
電話番号088-826-0110（内線2272）

（2） 入札説明書の交付方法

平成21年12月4日（金）から同月28日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。

（3） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時  
平成22年1月13日（水）午後2時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年1月12日（火）午後4時までに（1）の交付場所に必着すること。

イ 場所  
高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階801会議室

4 その他

- （1） 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- （2） 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第9条、第

10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した業務を履行することができることを証明する書類等を3の(1)の交付場所に平成22年1月4日(月)午後5時までに提出しなければならない。当該書類等の審査により、入札の対象とすることができるかどうかについては、同月7日(木)までに連絡する。

なお、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成21年12月18日(金)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the operations to be provided: Regular maintenance of Police Boat "Takeyori" and floating piers

(2) Deadline for tender (by mail) : 4:00 P.M. on Tuesday 12 January 2010

(3) Deadline for tender (by hand) : 2:00 P.M. on Wednesday 13 January 2010

(4) Contact: Police Administration Department, Equipment and Facilities Division, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2272)